

令和6年4月9日

保護者のみなさま

田尻町立小学校
校長 織田 容子

気象警報発令時の対応について

向暑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育活動に格別のご協力・ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、田尻町での気象警報発令時の対応についてお知らせいたします。これは児童の安全を最優先に町立保幼小中学校の連携を踏まえたものです。

気象については今般急激な変化も見受けられることが増加しています。お子様の安全確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

気象警報発令時の対応

1. 「暴風警報」または「大雨警報(浸水害)」「特別警報」が田尻町に発令された場合
 - ① 午前7時現在、田尻町に発令されている場合 ⇒ 臨時休校
 - ② 午前7時以降に警報が解除されても、臨時休校とします。
2. 気象警報に関わらず、「避難情報(高齢者等避難・避難指示)」が田尻町に発令された場合
 - ① 午前7時現在、田尻町に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
 - ② 午前7時～始業時間で、田尻町に発令された場合 ⇒ 臨時休業
3. 洪水警報、波浪警報、高潮警報
(「特別警報」、「暴風警報」、「大雨警報(浸水害)」以外の警報)
 - 田尻町に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ (原則的に)平常対応

補足

- 児童が登校したのち、上記警報が発令された場合は、状況を可能な限り確認し、安全に下校できるように配慮いたします。
- 判断の基準となる地域は「田尻町」です。〈泉州地域〉の一部に警報が発令されていても「田尻町」に発令されていなければ、通常の登校となります。ご確認をお願いいたします。